

福知山市汚泥処理施設再構築事業

実施方針（案）

令和3年3月

京都府福知山市

日本下水道事業団

目次

はじめに.....	1
第1 事業に関する事項.....	6
1 事業内容に関する事項.....	6
(1) 事業名称.....	6
(2) 事業の対象施設.....	6
(3) 公共施設等の管理者.....	6
(4) 事業の背景・目的.....	6
(5) 事業概要.....	7
(6) 事業期間.....	11
(7) 事業者の収入.....	11
(8) 事業期間終了時の措置.....	11
(9) 事業に必要とされる根拠法令等.....	12
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	14
1 事業者の決定方針.....	14
2 募集及び選定スケジュール（予定）.....	14
3 応募者の参加資格要件.....	15
(1) 応募者の構成等.....	15
(2) 応募者の備えるべき参加資格（共通事項）.....	15
(3) 設計建設企業の備えるべき参加資格.....	17
(4) SPCへ出資する企業の備えるべき参加資格.....	27
4 審査及び選定手続き.....	28
5 落札者決定後の手続き.....	29
6 提出書類の取扱い.....	29
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	31
1 リスク分担の考え方.....	31
2 要求する性能等.....	31
3 事業者の責任の履行に関する事項.....	31
4 モニタリング.....	32
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	35
1 立地に関する事項.....	35
2 施設構成の要素.....	36
3 施設の配置.....	36
第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	37
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	37
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置.....	37
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置.....	37
3 事業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置.....	38

4	いずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	38
5	その他	38
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	39
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	39
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	39
3	その他の支援に関する事項	39
第8	その他事業の実施に関し必要な事項	40
1	情報公開及び情報提供	40
2	応募に伴う費用負担	40
3	本実施方針に関する問合せ先	40

はじめに

「福知山市汚泥処理施設再構築事業」（以下「本事業」という。）は、福知山終末処理場内に事業者が再構築汚泥処理施設を整備し、事業期間中において本施設の維持管理・運営（本施設で製造される生成物の買い取り、利用先の確保及び運搬を含む）を実施するものである。

【本事業】

- ① 再構築汚泥処理施設^{※1}の実施設計・建設工事及び旧汚泥焼却施設^{※2}の撤去設計・撤去工事
- ② 本施設^{※3}の維持管理・運營業務
- ③ 生成物の売買

※1 再構築汚泥処理施設とは、本事業で設置される汚泥濃縮施設、汚泥消化施設、汚泥脱水施設、汚泥有効利用施設、汚泥受入供給施設を含む施設をいう。

※2 旧汚泥焼却施設とは、既存汚泥処理施設のうち本事業により撤去となる施設をいう。

※3 本施設とは、再構築汚泥処理施設と既存汚泥処理施設（使用）をいう。なお、既存汚泥処理施設（使用）は福知山終末処理場において既に稼働している汚泥処理施設のうち本事業でも継続して使用する施設をいう。

【事業スキーム】

本事業はDB+(0)方式(実施設計・建設工事、維持管理・運営：Design Build + (Operate))で行うものである。(図 1契約関係イメージ図) 本事業の実施において、福知山市は、日本下水道事業団（以下、「事業団」という。）に事業者選定、再構築汚泥処理施設の実施設計・建設工事及び撤去対象物である旧汚泥焼却施設の撤去設計・撤去工事（以下、総称して「実施設計・建設工事」という。）の発注・施工監理を委託する。事業団は事業者を選定する際には、事業者が実施設計・建設工事に続き、維持管理・運営、生成物売買について一体的かつ長期的に実施することにより、事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上などを期待しこれらに配慮した手法をとるものとする。また、維持管理・運営、生成物売買にあたり、事業者は、維持管理・運営、生成物売買の開始までに維持管理・運営、生成物売買の実施のみを目的とする特別目的会社(以下、「SPC」という。)を設立し、そのSPC により本施設の維持管理・運営、生成物売買を行うこととする。

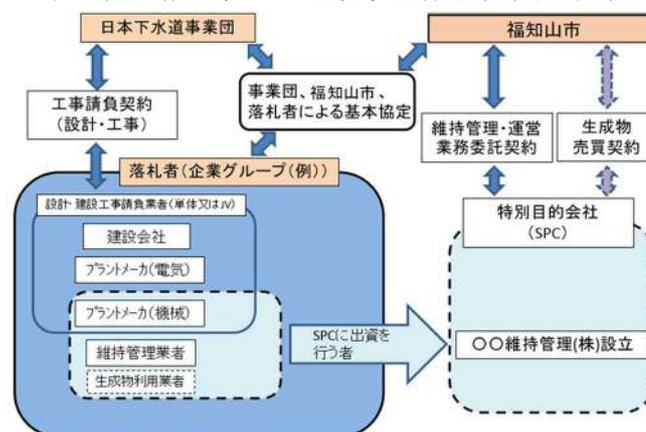


図 1 契約関係イメージ図

【事業期間】

- ① 実施設計・建設工事 : 令和4年2月から令和8年3月の予定
- ② 維持管理・運営、生成物売買 : 令和8年4月から令和28年3月の予定

本実施方針は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下PFI法）に基づく調達手続を参考として策定する実施条件に関する事項のうち、主なものについて現時点の考え方を整理したものである。なお、本実施方針は、公表に対する質問により、実施方針内に記載した競争入札要件、公表資料の要求水準書（案）、基本協定書（案）、工事請負契約書（案）、維持管理・運営業務委託契約書（案）、生成物売買契約書（案）を見直す場合がある。

【公表資料】

- ① 実施方針
- ② 要求水準書（案）
- ③ 基本協定書（案）
- ④ 工事請負契約書（案）
- ⑤ 維持管理・運営業務委託契約書（案）
- ⑥ 生成物売買契約書（案）
- ⑦ 様式集

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

- 【本事業】 福知山終末処理場の再構築汚泥処理施設の実施設計・建設工事及び旧汚泥焼却施設の撤去設計・撤去工事、本施設の維持管理・運営、生成物の売買を実施する「福知山市汚泥処理施設再構築事業」をいう。
- 【本工事】 再構築汚泥処理施設の実施設計・建設工事及び旧汚泥焼却施設の撤去設計・撤去工事をいう。
- 【市】 福知山市のことをいう。
- 【事業団】 日本下水道事業団のことをいう。
- 【事業者】 代表企業、構成員、協力企業及び特別目的会社を総称していう。
- 【落札者】 応募選考の結果、落札し、本事業における基本協定の締結にいたるまでの者をいう。
- 【技術提案書】 応募資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出する書類・図書をいう。
- 【入札説明書等】 入札公告の際に事業団が公表する書類一式をいう。
- 【事業契約】 本事業において締結する契約一式をいう。具体的には、基本協定、工事請負契約、維持管理・運營業務委託契約及び生成物売買契約をいう。
- 【第三者】 市、事業団及び事業者以外の者をいう。
- 【再構築汚泥処理施設】
福知山終末処理場に設置される汚泥濃縮施設、汚泥消化施設、汚泥脱水施設、汚泥有効利用施設、汚泥受入供給施設を含む施設を指し、これら施設等の建設に伴い設置した付属品等の全てのものをいう。
- 【既存汚泥処理施設】
福知山終末処理場において既に稼働している汚泥処理施設であり、汚泥スクリーン、濃縮、脱水、焼却設備等の既設汚泥処理設備を指す。また、撤去対象である「旧汚泥焼却施設」は、CG ボイラ棟（杭含む）、屋外に設置してある煙突、脱臭等の設備、土壌脱臭床等を含む施設を指す。
- 【既存汚泥処理施設（使用）】
既存汚泥処理施設のうち、再構築汚泥処理施設を供用後も継続して使用する施設をいう。
- 【既存汚泥処理施設（休止）】
既存汚泥処理施設のうち、再構築汚泥処理施設を供用後、休止となる施設をいう。
- 【本施設】 既存汚泥処理施設（使用）と再構築汚泥処理施設の両方を指し、施設、設備及び付属品等の全てのものをいう。
- 【受入汚泥】 福知山終末処理場で受け入れる 特定環境保全公共下水道汚泥・農業集落排水汚泥・浄化槽汚泥・し尿をいう。
- 【処理対象物】 福知山終末処理場の水処理施設より発生する下水汚泥並びに市が収集した

特定環境保全公共下水道汚泥、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥及びし尿をいう。

【生成物】 処理対象物を用いて本施設において製造したもので、要求水準書に示す生成物としての性状を満足するものをいう。

【副生成物】 処理対象物を用いて本施設において製造したもの、または製造過程において処理施設系内に滞留したもの等で、生成物として有効利用できない性状のものをいう。

【維持管理・運営】 本施設の点検・運転・維持・修繕及び再構築汚泥処理施設の長寿命化対策と更新を SPC の責任において適切に実施し、施設を正常に保ち、本事業を営むことをいう。

【修繕】 老朽化した施設または故障もしくは破損した施設を対象として、維持管理・運営、生成物売買委託契約期間において機能を維持させるために行うものである。

【小修繕】 修繕のうち要求水準書に示す一定の金額以下のものを指す。

【長寿命化対策】 既存の施設の一部を活かしながら、部品等の取り替えにより耐用年数の延伸に寄与する対策をいう。

【更新】 既存の施設・設備を新しい施設・設備に取り替えることをいう。

【生成物売買】 本施設で製造される生成物の財産権を市から SPC に移転し、SPC がその代金を市へ支払うことをいう。

【応募者】 事業者の選定にかかる募集に応募する者をいう。

【応募資格審査通過者】 応募者のうち、事業団が審査した結果、応募資格を有していると認められた者をいう。

【企業グループ】 単一または複数の企業からなる民間事業者グループ。施設の実施設計・建設工事、維持管理・運営、生成物売買の実施者を含む。

【JV】 複数の企業からなる共同企業体で、本事業において実施設計・建設工事を目的とし形成するものをいう。

【SPC】 会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定に基づき本事業に係る維持管理・運営、生成物の売買の遂行のみを目的とする特別目的会社。

【代表企業】 企業グループの構成員の中から事業者を代表して応募手続き等を行ない、SPC への出資比率が最も高い者をいう。

【構成員】 企業グループの参加者のうち本事業の SPC への出資を行う者をいう。

【協力企業】 企業グループの参加者のうち本事業の SPC への出資を行わない者をいう。

【設計建設企業】 企業グループのうち実施設計・建設工事を行う単一企業または JV を構成する企業をいう。

【委員会】 事業団の DBO 等総合評価等検討委員会をいう。

【特許権等】 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護さ

れる第三者の権利をいう。

- 【不可抗力】** 市と事業団及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地滑り、落盤、騒乱、暴動、戦争、地盤沈下、地下水の浸出、第三者の行為（許認可を含む。）その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見可能な範囲外のことをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。
- 【法令等】** 法律、政令、省令、条例及び規則ならびにこれらに基づく命令を指し、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定または改廃されることをいう。
- 【利用者】** SPC から生成物を有価で買い取り有効利用する者。

第1 事業に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

福知山市汚泥処理施設再構築事業

(2) 事業の対象施設

福知山終末処理場 汚泥処理施設

(3) 公共施設等の管理者

福知山市上下水道事業管理者職務代理者上下水道部長 今井 由紀

(4) 事業の背景・目的

福知山終末処理場では平成11年12月から焼却施設の供用開始をしており、施設更新時期を迎えている。また、農業集落排水、浄化槽汚泥及びし尿を集約し、汚泥処理の効率化を図っている。一方で、焼却施設より発生した焼却灰は、搬出後に埋立処分されており汚泥有効利用は行われていない状況である。このような状況を踏まえ、福知山終末処理場内に汚泥有効利用施設を導入し、集約したし尿や汚泥等のバイオマスの効率的な利活用を図ることを目的とする。

また、事業方式はライフサイクルコストの最適化による事業費削減効果及び長期間の汚泥有効利用先の確保を目的に、DB+(0)方式により実施する。

本事業を実施するうえでの基本方針を以下に示す。

- ①本施設で製造される生成物は、事業期間にわたり安全かつ安定して有効利用されること。
- ②再構築汚泥処理施設の実施設計、建設工事及び本施設の維持管理・運営を性能発注により一括発注することで、民間事業者の創意工夫やノウハウが最大限に活用され、事業費削減や生成物の質の向上が図られること。
- ③維持管理・運営及び生成物売買の期間を長期（20年間）とするとともに、維持管理・運営対象範囲を本施設の全般とすることで、事業者が原料となる汚泥の供給から生成物の製造までの維持管理・運営を継続的かつ一元的に管理できる体系とし、事業にかかるライフサイクルコストの最適化が図られること。

(5) 事業概要

(ア) 施設の概要

本事業は、事業者が福知山終末処理場内に特定環境保全公共下水道汚泥・農業集落排水汚泥・浄化槽汚泥・し尿の汚泥受入供給施設を整備するとともに再構築汚泥処理施設を実施設計・建設し、本施設の維持管理・運営と生成物の買取り及び利用者への販売（または自らによる有効利用）を事業期間中において実施するものである。

福知山終末処理場の現況と本施設供用開始後の処理設備に係る全体フローを以下に示す。

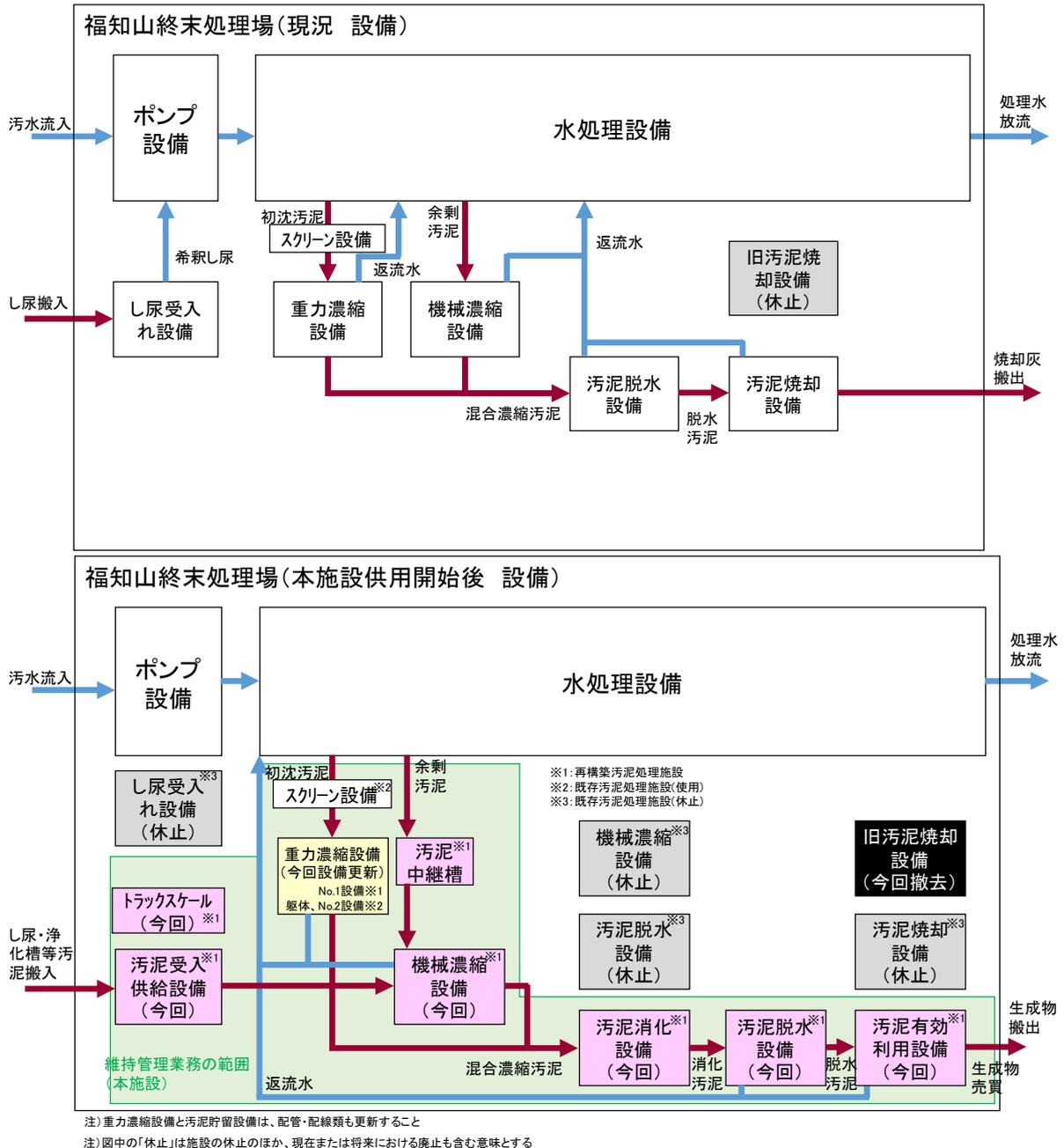


図 2 福知山終末処理場の現況(上段)と本施設供用開始後(下段)の全体フロー

また、福知山終末処理場の既設構造物（土木・建築の躯体）の実施設計・建設工事と維持管理・運営の範囲を以下に示す。

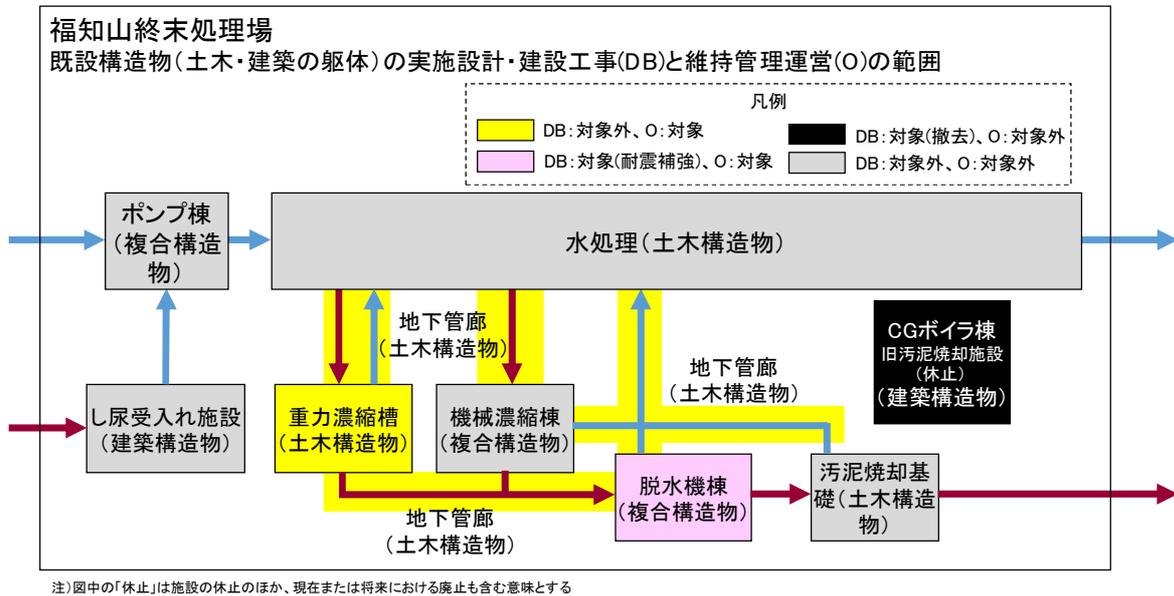


図 3 福知山終末処理場の既設構造物の対象範囲

(イ) 対象業務

事業者は、以下の業務を実施するが、①の業務については、事業団と設計建設企業が締結した工事請負契約に基づいて実施し、②の業務については、市とSPCが締結した維持管理・運營業務委託契約に基づいて実施する。なお、これらの業務を行う上で事業者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な内容については、入札説明書等に示す。

【事業者の業務範囲】

本事業における事業者の業務範囲は、以下のとおりとする。

① 実施設計・建設工事に関する業務

- ・実施設計
- ・補助事業等交付申請図書作成補助
- ・土木工事、建築工事、建築付帯設備（本施設への進入路を含む。）
- ・機械設備工事
- ・電気設備工事
- ・その他必要な工事
- ・再構築汚泥処理施設の建設及び稼動に必要な許認可の取得及び届出の提出（市が取得又は提出すべきものは作成補助を行う）
- ・進入路の築造及び道路排水施設の建設工事
- ・工事状況の事業団への報告

- ・他工事との調整
 - ・これらを実施する上で必要な業務
 - ・その他関係部署等の立ち入り検査等の補助
 - ・その他必要な業務
- ② 維持管理・運営及び生成物売買に関する業務
- ・受入汚泥の受入れと処理
 - ・運転管理業務
 - ・保全管理業務
 - ・保守点検業務
 - ・消耗品及び薬品等の調達管理業務
 - ・周辺住民への対応（一次対応）
 - ・見学者への対応
 - ・事業用地内の清掃・整理整頓・除草
 - ・維持管理・運営状況の市への報告
 - ・生成物の製造及び管理（製造量、品質、安全等）
 - ・本施設の見学者の対応に関する協力
 - ・製造された生成物の売買
 - ・製造された生成物の利用先の確保
 - ・副生成物の処分先の確保及び引渡し業務（処分先との処分量の調整を含む）
 - ・進入路及び場内道路排水施設（対象範囲は要求水準書参照）の維持管理
 - ・再構築汚泥処理施設の設備の更新、長寿命化対策、修繕
 - ・既存汚泥処理施設（使用）の小修繕
 - ・これらを実施する上で必要な業務

【市の業務範囲】

本事業における市の業務範囲は、以下のとおりとする。

- ① 実施設計・建設工事に関する業務
- ・事業用地の確保
 - ・施設の整備に係る市側の責任分界点までの設計及び建設
 - ・本施設の補助事業等交付申請手続き
 - ・実施設計・建設工事の協議出席及び完成認定
 - ・福知山終末処理場維持管理業務受託者と事業者との調整
 - ・本施設の設置及び稼動に必要な許認可の取得及び届出の提出（市が取得又は提出すべきものに限る。）
 - ・その他関係部署等の立ち入り検査等の立会い
 - ・その他必要な業務
- ② 維持管理・運営及び生成物売買に関する業務
- ・汚泥の供給

- ・受入汚泥の運搬・搬入
- ・維持管理・運營業務実施状況のモニタリング、確認、監督及び検査
- ・既存汚泥処理施設（使用）の設備の更新、長寿命化対策、修繕（小修繕を除く）
- ・本施設を含む下水処理施設の自家用電気工作物保安管理業務
- ・本施設を含む下水処理施設の消防設備点検
- ・本施設を含む下水処理施設の空調設備保守点検
- ・本施設を含む下水処理施設から発生する産業廃棄物及び一般廃棄物の場外運搬業務
- ・本施設を含む下水処理施設のA重油地下タンク貯蔵所定期点検業務
- ・本施設を除く下水処理施設の維持管理・運営
- ・生成物の計量結果の確認
- ・製造された生成物の売り渡し
- ・その他必要な業務

【事業団の業務範囲】

本事業における事業団の業務範囲は、以下のとおりとする。

① 実施設計・建設工事に関する業務

- ・事業者の選定
- ・交付金事業等交付申請図書作成補助
- ・実施設計・建設工事の監督及び各種検査
- ・実施設計・建設工事のモニタリング
- ・その他必要な業務

(ウ) 処理対象物

処理対象物の集約フローを図4に示す。農業集落排水事業の一部では汚泥のコンポスト化を行っており、コンポスト施設停止に合わせて福知山終末処理場へ搬入する方針である。当該汚泥（1m³/日程度）は、本事業の当初数年間は福知山終末処理場へ搬入せずに、コンポスト化を行う可能性がある。

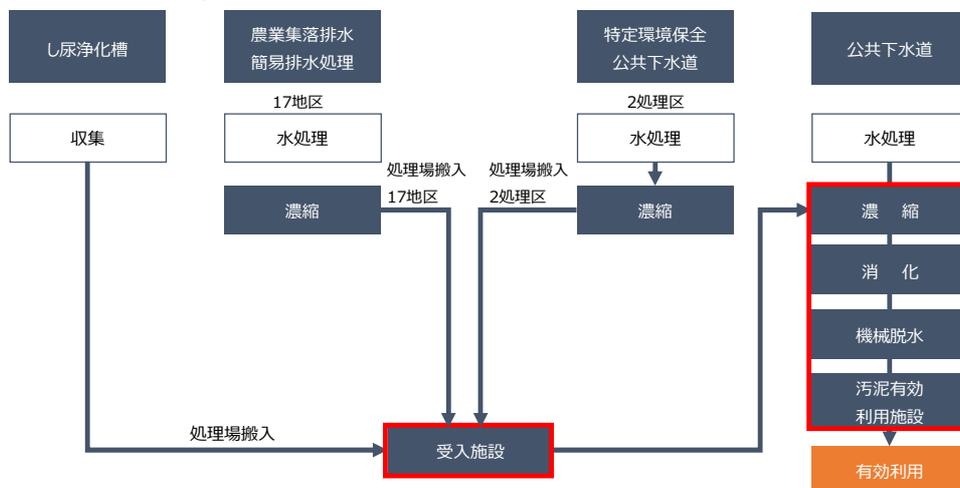


図4 処理対象物の集約フロー（□：DB+(0)の範囲）

(6) 事業期間

① 本事業の事業期間

本事業期間は、基本協定が締結された後、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、実施設計・建設工事期間（4年間を想定しているが、事業者提案により、短縮は可能である。）を経て、維持管理・運営期間20年を経過する日が属する事業年度末日までをいう。

表 1 事業期間（予定）

時期・期間	内容
令和4年1月 基本協定及び工事請負契約締結の日から令和8年3月まで	基本協定及び工事請負契約の締結 実施設計・建設工事期間
令和7年10月	維持管理・運營業務委託契約、生成物 売買契約の締結
令和8年4月から20年間	維持管理・運営、生成物売買期間

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をさす。

(7) 事業者の収入

① 実施設計・建設工事に係る対価

事業団は、設計建設企業に対して、実施設計・建設工事に係る対価を支払うものとする。また、市は、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。設計建設企業は、市が国の交付金を受領できるように、事業団の指示に従い必要な資料の作成等の協力を行うこと。

② 維持管理・運營業務に係る対価

市は、SPCに対して、維持管理・運營業務に係る対価を維持管理・運営期間にわたってSPCが計画し、市が承諾した業務の内容にしたがい、毎月1回、支払う。なお、既存汚泥処理施設（使用）の修繕業務については、要求水準書に示す事業年度ごとの上限額（以下、上限額という。但し、事業者が技術提案書に記載した額が上限額を下回る場合は、当該金額を上限額とする。）を支払うものとし、小修繕の上限額に対して不足が生じた場合に支払額の増額を行う。

物価変動による改定は、維持管理・運營業務委託契約書（案）に示すとおりとする。

③ 生成物売買に係る対価

SPCは、市から生成物を原則として1tあたり1円（税抜き）を下限として買い取り、自ら有効利用する場合を除き、生成物を利用者に販売して対価を得る。

(8) 事業期間終了時の措置

本施設の事業期間終了時の措置については、事業期間終了の10年前と5年前を目処に市及び事業者は協議を開始する。

① 市所有の資産等

SPCは、事業期間中、保全管理業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時において本事業の対象施設を、本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない。

② 事業者所有の資産等

本事業の実施のために、SPCが本事業用地内に所有する資産については、すべてSPCの責任において、速やかに撤去または処分しなければならない。

③ 業務の引継ぎ

市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎは、原則として本事業期間内に行うこととし、SPCは自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

(9) 事業に必要とされる根拠法令等

- ・ 下水道法
- ・ 河川法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 環境基本法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 消防法
- ・ 建築基準法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 職業安定法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 電気事業法
- ・ 都市計画法
- ・ 建設業法
- ・ 道路法
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令
- ・ 計量法

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 景観法
- ・ 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令
- ・ 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
- ・ 肥料取締法
- ・ 京都府環境を守り育てる条例
- ・ 京都府地球温暖化対策条例
- ・ 京都府環境影響評価条例
- ・ 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例
- ・ 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例
- ・ 京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例
- ・ 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例
- ・ 京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例
- ・ 京都府産業廃棄物税条例
- ・ 京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続きに関する条例
- ・ 福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 福知山市火災予防条例
- ・ 福知山市下水道条例
- ・ 福知山市危険物規制規則
- ・ 福知山市暴力団排除措置要綱
- ・ その他関係する法律、命令、規則、条例、要綱、通達、通知等

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の決定方針

事業団は、本事業の参画を希望する事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで、落札者を決定する。

落札者の決定にあたっては、技術提案と入札価格による総合評価落札方式を採用し、詳細は入札公告時に示す落札者決定基準による。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定のスケジュールは、概ね以下のとおりである。

表2 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和3年3月30日	実施方針の公表
令和3年3月31日～5月14日	実施方針に関する質問・意見の受付期間
令和3年5月31日	実施方針に関する質問・意見への回答
令和3年7月8日	入札公告
令和3年7月9日～7月23日	入札説明書等に関する質問・意見の受付期間
令和3年8月2日	入札説明書等に関する質問・意見への回答
令和3年9月上旬～下旬	参加表明書、資格審査書類の受付期間
令和3年9月上旬～下旬	技術提案書の提出期限
令和4年1月中旬～下旬	事業者の決定、基本協定の締結
令和4年2月中旬	建設工事請負契約の締結
令和7年10月	維持管理・運營業務委託契約の締結
令和8年4月	維持管理の開始

※入札説明書等：入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書、工事請負契約書、維持管理・運營業務委託契約書、生成物売買契約書、様式集及びその他の関連資料

3 応募者の参加資格要件

本事業の応募者となるためには、本事業を実施するために、単一または複数の企業からなる民間事業者グループ（以下「企業グループ」という。）を形成しなくてはならない。企業グループの構成員のうち、単一企業または複数の企業で構成されるJVが、実施設計・建設工事の入札に参加することができる。実施設計・建設工事を落札した単一企業もしくはJVが所属する企業グループと、市及び事業団の3者で基本協定を締結し、本事業にあたる。本工事の完成前に、市とSPCが維持管理・運営、生成物売買に関する契約を締結する。

企業グループを構成する際には、事業団と本工事を契約するにあたり必要な資格・実績を持った企業を、また市と維持管理・運営、生成物売買を契約するにあたり必要な資格・実績を持った企業を含む必要がある。

なお、参加資格要件は変更となる可能性がある。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 応募者は、単一企業または複数の企業からなる企業グループとする。企業グループを構成する企業は、SPCに出資する構成員とSPCに出資しない協力企業とするが、構成員のみで構成することも可能とする。

なお、競争参加資格確認申請書提出時に、企業グループの構成員および協力企業は、代表企業・構成員・協力企業のいずれの立場であるかを明らかにするとともに、各企業の役割を明示すること。

イ 構成員および協力企業は、他の応募者の企業グループの構成員または協力企業となることはできない。

ウ 応募者が、本工事を行う目的で建設JVを形成する場合、「特定建設共同企業体の登録受付について」による。甲型JVを形成する場合はその構成企業数は2者までとし、乙型JVを形成する場合は構成企業数を限定しない。

エ 応募者の企業グループの構成員の中から1者を当該応募者の代表企業として定め、競争参加応募資格確認申請および応募手続きは代表企業が行うものとする。

オ 代表企業は、本事業の維持管理・運営、生成物売買の実施のみを目的として設立するSPCへの出資比率が最も高いものとする。

カ 企業グループの構成員以外の者のSPCへの出資は認めない。なお、SPCへの最低出資率の制限は定めない。

キ 同一の応募者が複数の技術提案を行うことはできない。

ク 以下に示す者ではないこと。またはこの者と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者ではないこと。

「株式会社NJS」（所在地：東京都港区芝浦一丁目1番1号 浜松町ビルディング14階）

(2) 応募者の備えるべき参加資格（共通事項）

本事業に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、事業団による本事業に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者

とする。

(ア) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（３）（イ）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。（企業グループの場合は構成会社のいずれもが条件を満たしていること。）

(イ) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。（JVの場合は構成会社のいずれもが条件を満たしていること。）

「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。

- ① 北海道（北海道）
- ② 東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ③ 関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
- ④ 北陸区域（新潟県、富山県、石川県）
- ⑤ 中部区域（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- ⑥ 近畿区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ⑦ 中国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ⑧ 四国区域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ⑨ 九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

(ウ) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(エ) 要求水準書の定めにより提出された見積設計図書が優良であり、かつ要求水準書で定める条件を全て満たしていること。

① 見積設計図書は、入札説明書、要求水準書に定める内容を全て記載して提出すること。

② 見積設計図書の記載内容は、当該施設、躯体構造などに適合したものであること。

③ 見積設計図書に係る技術対話は必要により行う。

(オ) 以下に定める届出の義務を履行していない業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（3）設計建設企業の備えるべき参加資格

本事業のうち実施設計・建設工事に係る競争に参加するのに必要な資格を有する設建設企業とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、事業団による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- （ア） 工事請負業者の選定等に関する達（平成6年達第7号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない単体有資格業者又はJVであること。
- （イ） 単体有資格業者においては日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。JVにおいては日本下水道事業団における本工事に係るJVとして認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。（JVの場合は構成会社のいずれもが条件を満たしていること。）
- （ウ） 日本下水道事業団における一般競争参加資格は、本工事で指定した認定工事種別であること。
- （エ） 一般競争参加資格の客観的事項について算定した点数（経営事項評価点数）は、本工事で指定した値以上であること。

競争参加資格その1 (特記事項：設計建設企業)

※1～3省略

4	競争参加資格(認定資格)	
	<p>単体有資格者にあつては、4.1.1に記載する条件をすべて満たす者であること。特定建設共同企業体(甲型)にあつては、4.2.1に記載する条件を全て満たす代表者と、4.4.1、4.4.2、4.4.3、4.4.4のいずれかに記載する条件を全て満たす代表者以外の者(構成会社数は最大3者まで)との組み合わせによる。特定建設共同企業体(乙型)にあつては、4.3.1に記載する条件(担当する工事内容が多岐にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。)を全て満たす代表者と、4.4.1、4.4.2、4.4.3、4.4.4のいずれかに記載する条件(担当する工事内容が多岐にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。)を満たす代表者以外の者(構成会社数は限定しない。ただし、担当する工事内容は重複しないこと。なお、担当する工事内容において、製作と施工は一体不可分とする。)との組み合わせによる。</p>	
4.1	単体有資格業者	
4.1.1	その1	
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.1.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.1.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事業
4.1.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	近畿地方、中国地方、四国地方
4.2	特定建設共同企業体(甲型)・代表者	
4.2.1	その1	
4.2.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.2.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.2.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事及び建築工事、かつ電気工事業
4.2.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	近畿地方、中国地方、四国地方
4.3	特定建設共同企業体(乙型)・代表者	
4.3.1	その1	
4.3.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.3.1.2	経営事項評価点数	1,100点以上
4.3.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.3.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	近畿地方、中国地方、四国地方

4.4	特定建設共同企業体・代表者以外	
4.4.1	その1(土木工事業者)	
4.4.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事
4.4.1.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	一般土木工事・甲型1,250点以上、乙型1,350点以上
4.4.1.3	事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否	営業所・土木工事業
4.4.1.4	上記事業所の所在地	—
4.4.2	その2(建築工事業者)	
4.4.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	建築工事
4.4.2.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	建築工事・甲型1,250点以上、乙型1,350点以上
4.4.2.3	事業所(種類・建設業許可)・優遇措置の要否	営業所・建築工事業
4.4.2.4	上記事業所の所在地	—
4.4.3	その3(機械設備工事業者)	
4.4.3.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.4.3.2	等級区分	甲型:A等級又はB等級、乙型:A等級
4.4.3.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.4.3.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	A等級:近畿地方、中国地方、四国地方 B等級:近畿地方
4.4.4	その4(電気設備工事業者)	
4.4.4.1	一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事
4.4.4.2	等級区分	甲型:A等級又はB等級、乙型:A等級
4.4.4.3	建設業の許可の業種	電気工事業
4.4.4.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	A等級:近畿地方、中国地方、四国地方 B等級:近畿地方
4.5	SPCに出資する者	
4.5.1	その1(SPCに出資する業者)	
4.5.1.1	政令で定める資格	下水道処理施設維持管理業者(昭和62年建設省告示第1348号)

5	競争参加資格(施工実績)	
	<p>単体有資格業者にあつては、5.1のいずれかに該当する施工実績を有すること。特定建設共同企業体(甲型)にあつては、5.2のいずれかに該当する施工実績を有する代表者と、5.3に記載する施工実績を有する代表者以外の者との組み合わせによる。特定建設共同企業体(乙型)にあつては、5.2のいずれかに該当する施工実績を有する代表者と、5.4、5.5、5.6、5.7のいずれかの施工実績を有する代表者以外の者との組み合わせによる。</p>	
5.1	単体有資格業者	
5.1.1	①下水道施設での元請実績	<p>全体計画固形物量(汚泥量)が0.234t-DS/時(8.875m³/時)の1/2以上で、下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。</p>
5.1.2	②下水道類似施設での元請実績	<p>全体計画固形物量(汚泥量)が0.234t-DS/時(8.875m³/時)と同規模以上で、地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。 ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。 濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。 固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。</p>

5.2	特定建設共同企業体・代表者	
5.2.1	①下水道施設での元請実績	全体計画固形物量(汚泥量)が0.234t-DS/時(8.875m ³ /時)の1/2以上で、下水道法上の処理場に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。
5.2.2	②下水道類似施設での元請実績	全体計画固形物量(汚泥量)が0.234t-DS/時(8.875m ³ /時)と同規模以上で、地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。ただし、長寿命化工事、補修工事、撤去工事を除く。濃縮及び脱水プロセスである処理場の施工実績に限る。固形物量および汚泥量は脱水機に投入する量を表す。
5.3	特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外	
5.3.1	①元請実績	実績を求めない
5.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木業者の場合)	
5.4.1	①同種工事	下水道法上の下水道終末処理場又はポンプ場の土木工事。
5.4.2	②類似工事	一般土木工事にかかわる有資格業者にあつては、下水道法上の下水道に係る土木工事(管渠敷設工事を含む。)又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設(地域し尿処理施設(コミュニティプラント)、農業集落排水施設等)若しくは上水道施設(上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物)に係る土木工事(管渠敷設工事を含む。)
5.5	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(建築業者の場合)	
5.5.1	①同種工事	下水道法上の終末処理場又はポンプ場の建設工事(鉄筋コンクリート造(コンクリートプレハブ造不可)の実績に限る。)
5.6	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(機械設備工事業者の場合)	
5.6.1	①下水道施設での元請実績	下水道法上の処理場に係る機械設備工事で、機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。濃縮及び脱水プロセスを採用している処理場の施工実績に限る。
5.6.2	②下水道類似施設での元請実績	地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る機械設備工事で、機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)。ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。濃縮及び脱水プロセスを採用している処理場の施工実績に限る。
5.7	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事業者の場合)	
5.7.1	①下水道施設での元請実績	下水道法上の処理場に係る電気設備工事(建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く)。
5.7.2	②下水道類似施設での元請実績	地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る電気設備工事(建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く)。

6	競争参加資格(配置予定技術者)	
	<p>単体有資格業者にあつては、6.1に記載する条件を全て満たす者であること。特定建設共同企業体(甲型)にあつては、6.2に記載する条件を全て満たす代表者と、6.3に記載する条件を全て満たす代表者以外の者との組み合わせによる。特定建設共同企業体(乙型)にあつては、6.2に記載する条件を全て満たす代表者と、6.4、6.5、6.6、6.7のいずれかの条件を満たす代表者以外の者との組み合わせによる。</p>	
6.1	単体有資格業者	
6.1.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	<p>機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p> <p>施工内容に土木工事が含まれる場合は「一般土木工事」の担当技術者を、建築工事が含まれる場合は「建築工事」の担当技術者を、電気設備工事が含まれる場合は「電気設備工事」の担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。</p>
6.1.2	設計担当技術者の設計経験	<p>機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p>
6.1.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.1.3.1	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から令和08年03月31日(火)まで
6.2	特定建設共同企業体・代表者	
6.2.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	<p>機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p> <p>施工内容に土木工事が含まれる場合は「一般土木工事」の担当技術者を、建築工事が含まれる場合は「建築工事」の担当技術者を、電気設備工事が含まれる場合は「電気設備工事」の担当技術者をそれぞれ専任で配置すること。 担当技術者は、特定建設共同企業体の代表者又は代表者以外から求めることができる。</p>
6.2.2	設計担当技術者の設計経験	<p>機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。</p>
6.2.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.2.3.1	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から令和08年03月31日(火)まで
6.3	特定建設共同企業体(甲型)・代表者以外	
6.3.1	①担当技術者	実績を求めない
6.3.2	担当技術者	
6.3.2.1	担当技術者の専任	要
6.3.2.2	担当技術者の配置予定期間	現場着工から令和08年03月31日(火)まで

6.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木業者の場合)	
6.4.1	主任技術者 又は監理技術者の工事 経験	地方公共団体等が発注した、鉄筋コンクリート構造物の土木工事(コンクリート二次製品設置工事は除く)の工事経験を有すること。 ただし、担当する工事内容に土木工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。
6.4.2	土木工事担当技術者	
6.4.2.1	土木工事担当技術者の専任	要
6.4.2.2	土木工事担当技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了まで
6.5	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(建築業者の場合)	
6.5.1	主任技術者 又は監理技術者の工事 経験	公共建築物等の新築、増築、耐震又は一般改修の建築工事。 ただし、担当する工事内容に建築工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。
6.5.2	建築工事担当技術者	
6.5.2.1	建築工事担当技術者の専任	要
6.5.2.2	建築工事担当技術者の配置予定期間	建築工事の現場施工に着手する日から建築工事完了まで
6.6	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(機械設備工事業者の場合)	
6.6.1	主任技術者 又は監理技術者の工事 経験	機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。 ただし、担当する工事内容に機械設備工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。
6.6.2	設計担当技術者の設計 経験	機械設備工事(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
6.6.3	機械設備工事担当技術者	
6.6.3.1	機械設備工事担当技術者の専任	要
6.6.3.2	機械設備工事担当技術者の配置予定期間	担当する機械設備工事の現場施工に着手する日から工事完了まで
6.7	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事業者の場合)	
6.7.1	主任技術者 又は監理技術者の工事 経験	下水道法上の処理場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 ただし、担当する工事内容に電気設備工事以外の職種の内容が含まれる場合は、該当する工事内容に相当する職種の資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を専任で配置すること。
6.7.2	設計担当技術者の設計 経験	下水道法上の処理場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.7.3	電気設備工事担当技術者	
6.7.3.1	電気設備工事担当技術者の専任	要
6.7.3.2	電気設備工事担当技術者の配置予定期間	担当する電気設備工事の現場施工に着手する日から工事完了まで

競争参加資格その2（一般事項：設計建設企業）

(オ) 工事で求める施工実績は、平成18年度以降に引き渡した建設工事又は機械設備工事又は電気設備工事において、元請として施工した実績（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成会社としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成会社のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。なお、本工事で求める建設工事の施工実績を選定する際は、(ク)「建設工事における企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について」に留意すること。

(カ) 本工事で求める配置予定の主任技術者又は監理技術者は、以下のとおりである。

①単体有資格業者又はJV（甲型・乙型）の代表者

- ・ 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。
- ・ 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
- ・ 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成18年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成会社のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
- ・ ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。
- ・ 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。
- ・ 監理技術者は、監理技術者資格者証（機又は水）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ・ 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- ・ 機械設備工事以外の施工内容を実施する場合は、その施工内容に該当する下記の【土木工事・建築工事】【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った担当技術者を専任で配置すること。なお、JVにあつては、担当技術者は代表者又は代表者以外から求めることができる。

②JV（甲型）の代表者以外

- ・ 施工内容に該当する下記の【土木工事・建築工事】【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格を持った主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。（施工実績は不要）

③JV（乙型）の代表者以外

- ・ 施工内容に該当する下記の【土木工事・建築工事】【機械設備工事】【電気設

備工事】に記載する資格・実績を持った主任技術者又は監理技術者を適切に配置すること。

【土木工事・建築工事】

- 1) 主任技術者又は監理技術者を次のとおり本工事現場に専任で配置できること。下請契約の額が4,000万円（建築工事一式の場合は6,000万円）以上となる場合は、監理技術者とする。
- 2) 該当するJVの構成会社のいずれもが1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者並びに土木工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。
 - イ) 1級建設機械施工技士の資格を有する者。
 - ロ) 2級建設機械施工技士の資格を有する者。
 - ハ) 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。【土木工事の場合】

・これらと同等以上の資格を有するものとは国土交通大臣が認定した者とする。

土木工事に建築工事を一体として施工を担当する場合は、建築工事の現場施工の全期間にわたり、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有する者を建築工事担当技術者として専任で配置できること。この場合、建築工事担当技術者の工事経験は不要とする。建築工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

単体有資格業者又はJVの構成会社のいずれもが1級建築士、1級建築施工管理技士、2級建築士、2級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者並びに建築工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。【建築工事の場合】

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者とする。

建築工事に土木工事を一体として施工を担当する場合は、土木工事の現場施工の全期間にわたり、土木一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有する者を土木工事担当技術者として専任で配置できること。この場合、土木工事担当技術者の工事経験は不要とする。土木工事担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

- 3) 該当するJV（乙型）の代表者以外にあっては、本工事で求める工事経験を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、平成18年度以降に元請として施工し引渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成会社

のうち1者の主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していればよい。

ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

本工事で求める工事経験を選定する際は（ク）「建設工事における企業（配置予定技術者）の施工実績（工事経験）に係る要件について」に留意すること。

- 4) 該当するJV（甲型）の代表者以外にあっては、主任技術者又は監理技術者を本工事現場に配置できること（工事経験は不要）。
- 5) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 6) 配置予定の主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

【機械設備工事】

- 7) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。
- 8) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
- 9) 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成18年度以降に、元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成会社のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。
- 10) 主任技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る資格要件を満たす者であること。
- 11) 監理技術者は、監理技術者資格者証（機又は水）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 12) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

【電気設備工事】

- 13) 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。
- 14) 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
- 15) 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、平成18年度以降に、元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成会社のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
ただし、主任技術者又は監理技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、

別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、工事現場に専任とする。専任する場合のみCORINSに登録すること。

- 16) 主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。
- 17) 監理技術者は、監理技術者資格者証（電）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 18) 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

（キ） 本工事で求める配置予定の設計担当技術者は、以下のとおりである。

①【単体有資格業者又はJV（甲型・乙型）の代表者】

（イ） 設計担当技術者の設計経験は、平成18年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。

（ロ） 設計担当技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め、大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有する者であること。

（ハ） 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

（ニ） 機械設備工事以外の施工内容を実施する場合は、その施工内容に該当する下記の【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った設計担当技術者を配置すること。なお、JV（乙型）にあつては、設計担当技術者は代表者又は代表者以外から求めることができる。

②【JV（甲型）の代表者以外】

設計担当技術者は、JV（甲型）の代表者以外からは求めない。

③【JV（乙型）の代表者以外】

施工内容に該当する下記の【機械設備工事】【電気設備工事】に記載する資格・実績を持った設計担当技術者を配置すること。

【機械設備工事】

- 1) 設計担当技術者の設計経験は、平成18年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。
- 2) 設計担当技術者は、機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め、大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有

する者であること。

3) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

【電気設備工事】

4) 設計担当技術者の設計経験は、平成18年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。

5) 設計担当技術者は、(ク)と同等以上の者であること。ただし、自家発電設備の工事経験を求める場合で、配置予定の設計担当技術者が自家発電設備の設計経験を有していない場合は、別に設計経験を有する者を配置すること。ただし、この場合は別に配置する自家発電設備の設計経験を有している者を担当技術者としてCORINSに登録すること。

6) 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

(4) SPC へ出資する企業の備えるべき参加資格

本事業のうち維持管理・運営に係る競争に参加するのに必要な資格を有する企業 (SPCへ出資する企業) とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、事業団による本事業に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

競争参加資格その1 (特記事項：SPCへ出資する企業)

※1～3省略

4	競争参加資格(認定資格)	
	SPCに出資する者のうち少なくとも1者は、4.5に記載する条件を満たすこと。	
4.5	SPCに出資する者	
4.5.1	その1 (SPCに出資する業者)	
4.5.1.1	政令で定める資格	下水道処理施設維持管理者(昭和62年建設省告示第1348号)

5	競争参加資格(施工実績)	
	SPCに出資する者のうち少なくとも1者は、5.8に記載する条件を満たすこと。	
5.8	SPCに出資する者	
5.8.1	①維持管理運営に関する下水道施設での元請実績	標準活性汚泥法と同等以上の方法による下水処理能力水量1日当たり60,000立方メートル以上で、下水道法上の処理場(「薬注・脱水設備」を含むものに限る)における運転管理業務を元請として1年以上継続して履行した実績を有する者 濃縮及び脱水プロセスである処理場の業務実績に限る。 合流式下水道の接続されている処理場の業務実績に限る。

6	競争参加資格(配置予定技術者)	
	SPCに出資する者のうち少なくとも1者は、維持管理業務等をSPCと契約するまでに6.8に記載する条件を満たすこと。	
6.8	SPCに出資する者	
6.8.1	維持管理運営業務総括責任者の業務経験	下水道法上の処理場、又は地方公共団体等が所有する下水道類似施設の維持管理運営業務経験を有する者。
6.8.2	維持管理運営業務総括責任者	
6.8.2.1	維持管理運営業務総括責任者の専任	要

競争参加資格その2（一般事項：SPCへ出資する企業）

(ア) 維持管理・運営業務で求める配置予定の維持管理・運営業務総括責任者（以下、総括者）と総括者を補佐する者とは、以下のとおりである。なお、総括者を補佐する者は、下水道法施行令第15条の3で規定する資格を有する者を2名以上配置すること。

【維持管理・運営業務総括責任者】

- 1) 総括者の業務実績は、平成18年度以降に1年以上の契約履行実績（PFI法に基づく事業において国・地方公共団体との間で事業契約を締結した特別目的会社（SPC）から受注し元請として運転管理を行った実績を含める）に限る。
- 2) 総括者は、下水道法施行令第15条の3で規定する資格を有する者であること。
- 3) 総括者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

【総括者を補佐する者】

- 3) 総括者を補佐する者は、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の資格を有する者であること。ただし、総括者を補佐する者が2名以上の場合は、1者が上記の資格を有していればよい。
- 4) 総括者を補佐する者は、「電気工事士」の資格を有するもの者であること。ただし、総括者を補佐する者が2名以上の場合は、1者が上記の資格を有していればよい。
- 5) 総括者を補佐する者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条第3項に規定する政令で定める資格を有する者であること。ただし、総括者と総括者を補佐する者のうち、1者が上記の資格を有していればよい。
- 6) 総括者を補佐する者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。

4 審査及び選定手続き

ア 提案の審査及び評価

技術提案書の審査及び評価は、委員会により行う。なお、委員会の委員への問い合わせや働きかけについては禁止する。また、委員会の公正性を損なう行為をした応募者は失格とする。

イ 評価内容

評価内容は、入札説明書の公告時に示す落札者決定基準による。

ウ 評価結果の通知

評価結果は、参加者に文書で通知する。

エ 応募資格確認申請書等及び技術提案書に関する事項

提出書類は返却しない。提出書類は、応募資格の確認及び技術提案書の審査及び評価として使用する以外は、無断で他の資料として使用しない。

オ 落札者の決定

事業団は、落札者決定基準に基づき入札価格のほか、技術評価事項を加えて総合的に評価

事項を加えて総合的に評価し、総合評価点が最も高い入札参加者（応募者）を落札者とする。算定した評価値が、最も高い入札参加者（応募者）と契約する。

なお、落札者の決定後、基本協定の締結までに事業者又はその企業グループを構成する企業のいずれかの者が入札説明書等に定める資格に該当しないこととなった場合（ただし、これに対応する手当てを行い、事業団の承諾を得た場合を除く。）は、再公告を行う。

カ 審査結果の通知及び公表

事業団は、落札者を決定した後、事業団のホームページにより速やかに公表する。

公表する項目は、最終順位と各項目に対する評価点数とする。

また、落札者として決定された者に落札者通知書、それ以外の者には非選定通知書を送付する。

5 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

落札者として決定された者は速やかに市及び事業団と協議を行い、協議が整った場合には基本協定を市及び事業団と締結しなければならない。

(2) 工事請負契約の締結

設計建設企業は、基本協定に基づき、再構築汚泥処理施設の実施設計・建設工事に関し、本事業に係る工事請負契約を事業団と締結しなければならない。

(3) SPC の設立

基本協定を締結した事業者のうち SPC へ出資する構成員は、本事業の維持管理・運営を実施する SPC を工事完了の 6 か月前までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として福知山市内に設立し、商業登記簿謄本を市に提出しなければならない。

当該 SPC に出資する者は、事業契約が終了するまで、SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、設立する SPC は、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

(4) 維持管理・運営業務委託契約の締結

SPC は、基本協定に基づき、本施設の維持管理・運営に関し、本事業に係る維持管理・運営業務委託契約を市と締結しなければならない。契約額は、技術提案書に記載の額を上限とする。

(5) 生成物売買契約の締結

SPC は、基本協定に基づき、本施設により製造される生成物の売買に関し、本事業に係る生成物売買契約を市と締結しなければならない。契約額は、技術提案書に記載の額を下限とする。

6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

入札参加者（応募者）より提出された提出書類の著作権は、入札参加者（応募者）に帰属す

る。ただし、事業団は、本事業においての公表時およびその他の事業団が必要と認める場合には、応募者の承諾がある場合にのみ提出書類の全部または一部を使用できるものとする。なお、提出書類は公表および返却はしないものとする。また、事業団は、事業者の提出書類を市に提出するものとし、市は、事業者の承諾がある場合にのみ提出書類の全部または一部を使用できるものとする

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第3者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果により生じた責任は、入札参加者（応募者）が負うものとする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の考え方

本事業では、予想されるリスクに対して最も適切に対応できる主体がそのリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業運営を目指すものとする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。市または事業団が責任を負うべき合理的理由がある事項については、市または事業団が責任を負うものとする。このリスク分担の考え方を踏まえ、市、事業団及び事業者の責任分担は、基本協定書（案）及び事業契約の各契約書（案）において示す。

2 要求する性能等

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、入札説明書等において示す。なお、事業者は入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて施設の機能が十分発揮できるような再構築汚泥処理施設の実施設計・建設工事及び旧汚泥焼却施設の撤去設計・撤去工事、本施設の維持管理・運営を行うこととする。

3 事業者の責任の履行に関する事項

(1) 事業者の責任の履行について

事業者は、事業契約に従って、誠意を持って責任を履行する。

(2) 保険

事業者は、建設工事期間中及び維持管理・運営期間中、生成物売買期間中に以下の保険に加入するものとする。詳細は、事業契約書（案）を参照のこと。

ア 建設工事期間中の保険

設計建設企業は、工事目的物及び工事材料等に対して、火災保険、建設工事保険等に加入しなければならない。

イ 維持管理・運営期間中の保険

SPC は、第三者賠償責任保険、本施設に対する火災保険に加入しなければならない。

(3) 契約保証金

ア 工事請負契約

設計建設企業は、工事請負契約に係る契約保証として、工事請負契約書第4条に定める保証を付さなければならない。

イ 維持管理・運營業務委託契約

SPC は、維持管理・運營業務委託契約に係る契約保証金として、維持管理・運營業務委託契約に係る契約金額を200で除した以上の金額を市に納付する。ただし、以下のものをもって契約保証金の納付に代えることができる。

①契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

②この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭

和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。) の保証

③この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

④この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
維持管理・運營業務委託契約において、履行保証保険契約の締結による契約保証金の免除を受ける場合、履行保証保険契約の契約期間が維持管理・運營業務委託契約の期間に満たない場合においても、保険契約の終了前に更新した保険証券を発注者に寄託し、維持管理・運營業務委託契約の終了まで同様とすることで、契約保証金の納付に代えることができる。なお、この際の保証の額は、契約金額の 10 分の 1 以上とする。

ウ 生成物売買契約

SPC は、生成物売買契約に係る契約保証金として、生成物売買単価に各年度の予定数量を乗じることにより求められる保証の額の 10 分の 1 以上としなければならない。ただし、保証の額が 50 万円未満となる場合は契約保証金の納付を免除する。

また、事業者は、以下のものをもって契約保証金の納付に代えることができる。

①契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

②この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。) の保証

③この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

④この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 業務の委託等

事業者が、本事業の維持管理・運營業務に限り、業務の一部を委託し又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得なければならない。

(5) 有資格者の配置

事業者は、入札説明書等に従い、応募資格確認申請書及び技術業提案書に記載した有資格者を配置すること。

4 モニタリング

(1) 実施設計・建設工事に係るモニタリングの時期・内容

ア モニタリングの実施

事業団は、事業者が事業を確実に実施し、その内容が要求水準書に規定した要求水準及び技術提案書の内容に適合しているか否かを確認するため、実施設計・建設工事の実施状況についてモニタリングを実施する。

事業者は、事業団が要求する項目について報告を行い、要求水準及び技術提案書の内容に

適合しているか否かについて事業団の確認を受けなければならない。要求水準及び技術提案書の内容に適合していない場合等において、事業団は、必要に応じて事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

イ モニタリングの時期・内容

(ア) 実施設計段階

事業者は、月間工程表を作成し、実施設計の内容について適宜、事業団と協議を行うと共に完了時に実施設計図書等を提出し事業団による確認を受け、要求水準及び技術提案書の内容に適合しない場合には改善を行う。事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

(イ) 建設段階

事業者は、一月毎に事業団から施工状況等の確認を受ける。事業者は、事業団の要請があったときにはこれに応じ施工状況等の事前説明及び事後報告を行い、工事現場での施工状況等の確認を受ける。事業者は、その内容について、要求水準及び技術提案書の内容に適合しているか否かについて事業団による確認を受け、適合していない場合には、改善を行う。事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

(ウ) 試験・試運転段階

事業者は、工場試験・現場試験・総合試運転に関して、事業団から実施状況の確認を受ける。事業者は、その内容について、要求水準及び技術提案書の内容に適合しているか否かについて事業団による確認を受け、適合していない場合には、改善を行う。事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

(エ) 工事完成・施設引渡段階

事業者は、工事完成図書、工事施工書類及び施工記録等を用意し、事業団の完成検査を受ける。事業者は、施設が要求水準及び技術提案書の内容に適合しているか否かについて、検査員による確認を受け、適合していない場合には、補修又は改造を行う。事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。なお、工事完成前の場合で事業団が事業者に対して部分払いの確認の請求を行った場合は、事業者は既済部分に係る検査を受ける。

(2)維持管理・運営、コンポスト売買に係るモニタリングの実施

ア モニタリングの実施

市は、事業者が事業を確実に実施し、その内容が要求水準書に規定した要求水準及び技術提案書の内容に適合しているか否かを確認するため、維持管理・運營業務の実施状況についてモニタリングを実施する。

事業者は、市が要求する項目について報告を行い、要求水準及び技術提案書の内容に適合しているか否かについて市の確認を受けなければならない。要求水準及び技術提案書の内容に適合していない場合等において、市は、必要に応じて事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。また、市は事業団又は市が指定する者に市の費用負担によりモニタリングの実施を委託することができるものとする。

イ モニタリングの時期・内容

(ア) 実施時期・内容

事業者は、定期的に市から維持管理・運營業務の実施状況等の確認を受ける。事業者は、その内容について、要求水準及び技術提案書の内容に適合しているか否かについて市による確認を受け、適合していない場合には、改善を行う。事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。事業者は、定期的に業務の実施状況の報告を行う。

(イ) 性能未達の場合の措置

維持管理・運営時における性能未達の場合等は、事業者に対し勧告や維持管理・運營業務に係る減額等の措置をとる。なお、維持管理・運營業務における減額措置の詳細については、維持管理・運營業務委託契約書（案）に示す。

(ウ) 財務状況の報告

事業者は、維持管理・運営時に毎会計年度終了後 3 か月以内に、財務の状況を市に報告する。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

立地に関する事項を以下に示す。

表1 立地に関する事項

項目	内容																																														
住所	京都府福知山市字荒河 123																																														
都市計画区域	都市計画区域内																																														
用途地域	工業地域																																														
防火地域	指定なし（法第22条区域）																																														
建ぺい率	200%																																														
容積率	60%																																														
臭気	京都府の工場事業場から発生する悪臭の規制による地域区分「A区域」 A区域の特定悪臭物質許容限度																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンモニア</td> <td>1ppm</td> </tr> <tr> <td>メチルメルカプタン</td> <td>0.002ppm</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>0.02ppm</td> </tr> <tr> <td>硫化メチル</td> <td>0.01ppm</td> </tr> <tr> <td>二硫化メチル</td> <td>0.009ppm</td> </tr> <tr> <td>トリメチルアミン</td> <td>0.005ppm</td> </tr> <tr> <td>アセトアルデヒド</td> <td>0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>プロピオンアルデヒド</td> <td>0.05ppm</td> </tr> <tr> <td>ノルマルブチルアルデヒド</td> <td>0.009ppm</td> </tr> <tr> <td>イソブチルアルデヒド</td> <td>0.02ppm</td> </tr> <tr> <td>ノルマルバレルアルデヒド</td> <td>0.009ppm</td> </tr> <tr> <td>イソバレルアルデヒド</td> <td>0.003ppm</td> </tr> <tr> <td>イソブタノール</td> <td>0.9ppm</td> </tr> <tr> <td>酢酸エチル</td> <td>3ppm</td> </tr> <tr> <td>メチルイソブチルケトン</td> <td>1ppm</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>10ppm</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>0.4ppm</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>1ppm</td> </tr> <tr> <td>プロピオン酸</td> <td>0.03ppm</td> </tr> <tr> <td>ノルマル酪酸</td> <td>0.001ppm</td> </tr> <tr> <td>ノルマル吉草酸</td> <td>0.0009ppm</td> </tr> <tr> <td>イソ吉草酸</td> <td>0.001ppm</td> </tr> </tbody> </table>	項目	許容限度	アンモニア	1ppm	メチルメルカプタン	0.002ppm	硫化水素	0.02ppm	硫化メチル	0.01ppm	二硫化メチル	0.009ppm	トリメチルアミン	0.005ppm	アセトアルデヒド	0.05ppm	プロピオンアルデヒド	0.05ppm	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm	イソブチルアルデヒド	0.02ppm	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm	イソバレルアルデヒド	0.003ppm	イソブタノール	0.9ppm	酢酸エチル	3ppm	メチルイソブチルケトン	1ppm	トルエン	10ppm	スチレン	0.4ppm	キシレン	1ppm	プロピオン酸	0.03ppm	ノルマル酪酸	0.001ppm	ノルマル吉草酸	0.0009ppm	イソ吉草酸	0.001ppm
	項目	許容限度																																													
	アンモニア	1ppm																																													
	メチルメルカプタン	0.002ppm																																													
	硫化水素	0.02ppm																																													
	硫化メチル	0.01ppm																																													
	二硫化メチル	0.009ppm																																													
	トリメチルアミン	0.005ppm																																													
	アセトアルデヒド	0.05ppm																																													
	プロピオンアルデヒド	0.05ppm																																													
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm																																													
	イソブチルアルデヒド	0.02ppm																																													
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm																																													
	イソバレルアルデヒド	0.003ppm																																													
	イソブタノール	0.9ppm																																													
	酢酸エチル	3ppm																																													
	メチルイソブチルケトン	1ppm																																													
	トルエン	10ppm																																													
	スチレン	0.4ppm																																													
キシレン	1ppm																																														
プロピオン酸	0.03ppm																																														
ノルマル酪酸	0.001ppm																																														
ノルマル吉草酸	0.0009ppm																																														
イソ吉草酸	0.001ppm																																														

項 目	内 容					
騒音	京都府の工場騒音の規制に関する規制基準による区域区分「第4種区域」					
	第4種区域の騒音規制値					
	時間帯			第4種区域		
	昼間（午前8時から午後6時まで）			70 デシベル		
振動	朝（午前6時から午前8時まで）			60 デシベル		
	夜間（午後10時から午前6時）			55 デシベル		
	京都府の建設作業振動の規制基準の区域区分「第2号区域」					
振動	第2号区域の振動規制値					
	区域区分	振動の大きさ	作業のできない時間	1日あたりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜休日における作業
第2号区域	75 デシベル	午後10時から午前6時まで	14時間	連続6日	禁止	
河川区域及び保全区域	一級河川由良川（管理者：近畿地方整備局 福知山河川国道事務所）					

2 施設構成の要素

本施設の構成等を以下に示す。

(1) 再構築汚泥処理施設

福知山終末処理場に設置される汚泥濃縮施設、汚泥消化施設、汚泥脱水施設、汚泥有効利用施設、汚泥受入供給施設を含む施設を指し、これら施設等の建設に伴い実施した既存設備の改修等を含めた施設、設備及び付属品等の全てのものをいう。

(2) 既存汚泥処理施設（使用）

福知山終末処理場において既に稼働している汚泥処理施設であり、汚泥スクリーンから濃縮、脱水、焼却設備等の既設汚泥処理設備を指す。また、撤去対象である旧汚泥焼却施設は、CGボイラ棟、屋外に設置してある脱臭等の設備、土壌脱臭床を含む施設を指す。

3 施設の配置

本施設の配置は要求水準書（案）に示す。

事業者は事業契約を解除することができる。

- (2) 前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 事業団の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 事業団の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、事業団は、事業者に生じた損害を賠償する。

4 いずれの責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 不可抗力等、市又は事業団又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市、事業団及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定期間内に協議が終わらないときは、それぞれの相手方にその旨、書面により通知することにより、市、事業団及び事業者は、事業契約を解除することができる。

5 その他

本事業が要求水準及び事業契約に適合しない場合、またその他の理由で本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、各事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 交付金の取り扱い

再構築汚泥処理施設に対しては、下水道事業に係る国の交付金を活用することを想定している。

(2) その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。

3 その他の支援に関する事項

市及び事業団は、事業実施に必要な許認可に関し、必要に応じて支援を行う。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 応募に伴う情報提供

本事業に関する情報提供は、事業団ホームページを通じて適宜行う。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3 本実施方針に関する問合せ先

(1)質問・意見等の受付

この「実施方針」および同時に公表している「要求水準書」および「各契約書」に関して、質問・意見等がある場合には、別途、様式集の書式に記入し、提出期間内(土曜、日曜日および祝祭日を除く。)に直接次の連絡先へ電子メールの方法により提出するものとする。電子メール以外の受付は行わない。なお、事業団は質問・意見等の連絡を受けたとき、質問・意見等の各提出者に対して、電子メールによる受信確認通知を行う。また、事業団からの受信確認通知がない場合は、問合せ先へ電話による確認をすること。

ア 質問・意見等の提出に際しては、別途、様式集の書式に記入し、Microsoft Excel2010形式(.xlsx 形式)を使用すること。

イ 質問・意見等の提出に際しては、電子メールの件名に「福知山」の文字列を必ず入れること。

ウ 提出期限は、令和3年5月14日(金)午後17時までとする。

エ 提出された質問・意見等のうち、事業団において確認が必要と判断したものについて事業団は質問または意見を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

オ 質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質疑等については個別に回答するため、質疑等の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。ただし、質疑等が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、質問者の内容を確認し、了承を得たうえで、質疑等と回答を公表する。

(2)質問・意見等に対する回答

提出された質問等に対する回答は、令和3年5月31日に事業団ホームページにて、公表する。

(3)施設確認、資料閲覧、試料の採取

実施方針公表後の施設確認および実施方針・要求水準書(案)に関する資料の閲覧ならびに試料の採取は以下のとおり実施する。なお、市および事業団は、施設確認および資料閲覧時間ならびに試料の採取時の質問には回答しない。

ア 申込み期間

令和3年3月31日(水)午前9時から令和3年5月14日(金)午後17時までの土日祝を除く期間

イ 申込に際しては、電子メールによる送信を行うこと。電子メールの件名に「福知山」の文字列を必ず入れること。

ウ 施設確認および資料閲覧ならびに試料の採取時については、市と事業団において日程調整を行い、メール等で日程を連絡する。

(4)本実施方針に関する問合せ先

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

日本下水道事業団 西日本設計センター企画調整課

電話 06-4977-2510

ファクシミリ 06-4977-2524

電子メール jsnishi-kikaku-nyusatsu@jswa.go.jp